

様式第2号（第9条関係）

令和2年3月4日

財政課長 殿

パブリックコメント手続実施結果報告書

パブリックコメント手続の実施結果について、下記のとおり報告します。

担当部課（担当者）	水道部業務課 （担当者）企画総務係 電話364-1415	
計画等の案の名称	塩竈市水道事業経営戦略（素案）	
提出された意見等の件数	1件	
	提出された意見等の概要	意見等に対する考え方
	別紙の通り	別紙の通り
備考欄		

塩竈市水道事業経営戦略（素案）に対する

パブリックコメントの募集結果及び計画（案）について

このことについて、下記のとおりパブリックコメントを募集したところ、別紙の意見をいただきました。

しかしながら、本計画に反映すべき点はないものと考えられますことから、この素案を基に「塩竈市水道事業経営戦略（案）」といたしたい。

記

1. パブリックコメント募集結果について

1) 募集期間 令和2年2月12日（水）～3月3日（火）、21日間

2) 募集方法

①市ホームページ

②公共施設への素案及び募集案内設置

- ・塩竈市役所
- ・市民図書館
- ・ふれあいエस्प塩竈
- ・市立病院（受付）
- ・水道お客さまセンター

③SNS（フェイスブック）

3) コメント取得件数 1件（フェイスブックのメッセージ）

コメント提供者属性	
居住地	市外（仙台市）
勤務地	市内（新浜町）
年齢	70歳前後
コメント内容	
<p>素案を読みました。法定耐用年数を大幅に超える塩釜市水道部基準が示されていますが、この使用限界まで施設と設備を維持するためには毎年、修繕するだけでなく延命化のための措置も必要だと思いますが、料金体系に影響するだけに結局、延命できないことになりませんか。さらに、この法定耐用年数を大きく超える基準で減価償却費を計算すると、ものすごく少額になりますが料金への算入はどちらの年数で行われているのでしょうか。法定耐用年数で減価償却費を計算しているとなると、新基準で再計算する必要があり料金体系の見直しに発展すると思いますがどうなのでしょう。</p> <p>今後の問題は法定耐用年数で計算された減価償却費（料金算入）をそのままに、使用期限設定の是非でしょうね。つまり、料金は法定耐用年数で計算し、減価償却終了後の施設の使用期限は新基準によるとなれば、施設、設備の更新の費用は、すでに減価償却積立金で市民は負担済みなのですが、現実には、減価償却積立ができていないか、その他の費用に消えてしまっていてできなかったのか、更新の費用負担の在り方が使用料との関係で整理しておく必要があると思われます。料金は一定期間ごとに見直すことになっていますから、政治的理由で据え置かれた場合は、企業管理者は赤字分を政策的経費として堂々と一般会計に要求できるのですが、残念ながら要求したところで、無い袖は振れないという結果なのでしょうね。</p>	
回答（案）	
<p>ご指摘のとおり、実際に施設等を更新する前に減価償却は完了していることとなります。水道事業においては、減価償却費（損益勘定）は、建設改良費（資本勘定）等の補填財源としての性格を有しており、本市においては、資本的収支における補填財源として活用しております。</p> <p>今後更新時期を延伸することにより、減価償却期間と更新期間との乖離が生じますが、例えば減価償却が先に終わり、現金収支が改善された場合には、減価償却費ではなく、その利益分が資本的収支の補填に回るようになりますことから、直接的な料金への影響は少ないと考えております。</p> <p>それ以上に一定期間内に発生する更新需要の抑制や費用の平準化による起債額の抑制などが、経営の安定化に効果があるものと考えております。</p>	